

○公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和 8 年 8 月 13 日

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会 会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委 託 業 務 名 令和 8 年度つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務
- (2) 委託業務の目的 本業務は、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線の休憩所等において、試験的に自転車修理サービスの提供を実施し、今後のつくば霞ヶ浦りんりんロードの利便性向上のための実証実験を行うものである。
- (3) 委託業務の内容 令和 8 年つくば霞ヶ浦りんりんロード利便性向上のための実証実験業務委託仕様書のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- (4) 見 積 限 度 額 363,000 円（消費税及び地方消費税を含む。ただし消費税及び地方消費税が変更となった場合はそれに準じるものとする。）
※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める。）

2 資格要件

- (1) 次の（ア）または（イ）に該当する者であること。
 - （ア）つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会会員である者。
 - （イ）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者。
- (2) (1) (イ) に該当する者の場合、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者でないこと。
- (6) 過去 5 年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び評価項目

- (1) 審査方法及び結果の通知
提出された企画提案書は、事務局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により、企画提案書類にて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。（プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）
なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥配置予定者の専門性・実績
会社の業務実績	⑦同種及び類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局
(茨城県政策企画部スポーツ推進課内)
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029(301)2735
FAX 029(301)2847
E-mail chikei4@pref.ibaraki.lg.jp

5 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、令和8年8月20日(木)17時まで、担当部局にて電子メール等で受け付ける。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(1) 提出先

4(1)担当部局に同じ。

(2) 回答方法

質疑は、令和8年8月24日(月)17時までにFAXもしくは電子メールにより回答する。

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

- ①企画提案提出書(様式1号) 1部
- ②過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式2号) 4部(記名1部+無記名3部)
- ③企画提案書(任意様式) 4部(記名1部+無記名3部)

企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。

- ア 業務内容に関する具体的な企画案(実施日時・場所を含む)
- イ 業務実施体制、作業工程
- ウ 企画競争参加者の概要等
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・担当者名及び連絡先

- ④見積書(任意様式) 4部(記名1部+無記名3部)

- ⑤資格要件に係る申立書(様式3号) 1部

(2) 提出期限 令和8年8月27日(木)正午必着

(3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るもの)に限る。

(4) 提出先 4の担当部局に同じ。

7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権はつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。